



各 位

平成26年2月14日

上場会社名 株式会社リソー教育
代 表 者 代表取締役会長兼社長 岩佐 実次
(コード番号: 4714 東証第一部)
問合せ先責任者 情報開示担当リーダー 澤井 豊
情報開示担当リーダー 田中 文明
(TEL 03-5996-3701)

第三者委員会の調査報告に基づく再発防止策について

当社は、平成26年2月10日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、第三者委員会の調査結果を真摯に受け止めるとともに、再発防止のための提言に沿って業務の改善に取り組んでまいります。

本日開催の取締役会において、当社グループとしての再発防止策等につきまして、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 再発防止策について

当社グループといたしまして、第三者委員会の調査結果を真摯に受け止め、全社一丸となりまして以下の再発防止策に取り組んでまいります。

(1) コンプライアンス重視の経営方針の再確認

売上を過度に重視する経営方針を見直し、コンプライアンス重視を経営の柱に据え、健全な成長を目指すことが当社の経営方針であることを再確認します。

(2) 組織改革によるコンプライアンス遵守体制の整備

①再発防止委員会の新設

当社の代表取締役岩佐実次を委員長とし、コンプライアンス又は会計に関する実務に精通した外部有識者を委員とする再発防止委員会を新設し、再発防止のための諸施策の検討・立案、再発防止活動のモニタリングを行う体制を構築いたします。

②取締役会・監査役会・内部監査室の機能強化

コンプライアンス又は会計に関する実務に精通した社外取締役の選任(予定)や内部監査業務に専従する内部監査室長の選任、内部監査室との連携強化による取締役会・監査役会の機能強化を図ります。

③管理部門の強化

教務担当役員が管理部門担当役員を兼務することを禁止し、当面は、代表取締役岩佐実次が管理部門管掌の役員として管理部門を統括することで、教務部門に対する監視・牽制機能が働く体制といたします。

また管理企画局内にコンプライアンスの担当者を置き、グループ会社を横断した調査・報告等を行ってまいります。

④子会社に対する経営管理機能強化

各子会社からの再発防止策の実施状況の報告、再発防止委員会からの改善策の提案等を密に行い、また当社内部監査室により子会社の不正に対するチェック機能を働かせます。

(3) 社内制度の改革

①人事制度の改革

短期間の営業成績に基づく人事評価制度を見直し、営業成績だけでなく各社員の適性や総合的な貢献度等を考慮した新しい人事評価制度を構築します。

②内部通報制度

不正に関する情報を早期に入手するための内部通報制度を構築し、積極的な利用を促します。

③全役員・全社員に対する不正防止のための継続的な研修の実施

外部講師を招き、不正の防止、企業倫理、コンプライアンス等に関する研修を実施し、全役職員の受講を義務化します。

(4) 業務についての改革

①授業・講座に関する内容・手続の改革

通常授業と講習会を一本化し、映像講座・Vトレ講座を他の商品に包括するなど商品をシンプル化し、また受講生徒の保護者との指導履歴の確認等を行う仕組みを導入することで不適正な売上計上を防止します。

②退会時の手続の明確化

退会時の手続を明確化するとともに、未消化の授業が存在する状態で退会する場合の返金手続を明確化いたします。

なお、今後の返金又は授業実施等の申し出に備え、新たに「売上返戻等引当金」を計上しております。今後返金すべき契約・金額を確定させるため、各契約内容等の精査を進めてまいります。

③株式会社名門会における授業に関する改革

割引契約の締結、無料で実施するサービス授業は原則禁止といたします。

(5) 適切な会計システムの構築

外部の専門家に依頼するなどして、不正を行う隙・欠陥のない適切な会計システム構築を検討してまいります。

以上の各再発防止策を継続して実行するとともに、再発防止委員会による再発防止策の検討・検証を継続して行い、適宜改善策を講じていく所存です。

2. 経営責任の明確化と関係者の処分について

代表取締役岩佐実次については、本件不適正な売上計上についての関与は認められませんが、代表取締役としての管理責任が認められるところ、本日開催の取締役会において、月額報酬4ヶ月分の自主返上の申出があったことから、これを承認いたしました。

代表取締役伊東誠、常務取締役赤尾光治、株式会社名門会代表取締役大森喜良については、本件不適正な売上計上に対する経営責任を明確にするため処分を検討していたところ、本日別途開示しておりますとおり、各人より辞任の申出があったことから、これを承認いたしました。

なお、本件不適正な売上計上に関与した役員及び従業員につきましても、第三者委員会による調査報告及び当社社内調査の結果を受け、社内規定に基づく厳正な懲戒処分を既に下し、あるいは下す予定です。

以 上